

着服事件における会計課の取り組みについて

令和5年9月 会計課

1. 公金取扱調査の実施

(1) 調査概要

再発防止策検討のため、金銭登録機（レジ）、課金装置に係る各所属の現状について調査を行った。

・調査実施期間 令和5年8月4日～令和5年8月16日

・調査対象所属数及び設置箇所 39課・78箇所

（金銭登録機：69箇所、課金装置：31箇所）

詳細別紙「調査対象一覧表」参照

(2) 調査内容

① 現金取扱時の体制、精算時の照合方法等について書面による調査

② 令和4年度及び令和5年度における調定書・精算ジャーナル・申請書等の再照合による不正経理の確認（※戸籍住民課は、令和3年度も実施）

(3) 調査結果

① 詳細別紙「調査結果一覧表」のとおり

② 不正経理なし 39課

2. 現金収納に係る再発防止策について

(1) 公金（現金）・現金領収帳取扱要領の改訂

① 事件の風化防止として、過去の公金の着服事例について概要を記載

② 窓口現金収納に関する注意事項を追加

③ 各所属の好取組事例を記載し情報共有

④ 公金取扱検査の方法等について記載

(2) 公金取扱検査の強化

従来、予算会計規則や公金（現金）・現金領収帳取扱要領に規定されている手続きに合致した事務処理を行っているか否かに主眼を置いた検査を実施していたが、窓口現金収納の実施方法や確認体制が構築されているかなどについても、業務フローシートを確認しながら現地での検査を実施する。

(3) 内部統制（業務フローシートの整備）

令和6年度末までに各課が所管する全ての業務についてリスク及びリスク対応策を記載した業務フローシートを整備することとなっているが、金銭登録機（レジ）、課金装置がある所属にあっては、令和5年度分として窓口収納に係る業務について作成し、総務法制課・会計課において確認を行うものとする。

(4) 窓口現金収納に関する注意事項の通知

令和5年9月6日付で会計管理者より、各所属長に対し、複数名体制での窓口収納業務開始前の釣銭資金残高の確認及び精算時の収納現金、精算ジャーナル、申請書等の照合・確認の徹底並びに精算時の戻し処理の確認の実施についての通知を行った。

調査対象一覧表

| NO | 所属名 | 窓口収納実施場所 (設置箇所) | 対象案件(細節) 【金銭登録機】 ※設置場所が限られる案件あり | 対象案件(細節) 【課金装置】 ※設置場所が限られる案件あり |
|----|--------------|---|--|--|
| 1 | 広報課 | 本庁舎 | 物品売払収入 | — |
| 2 | 市民の声を聞く課 | 本庁舎 | 物品売払収入 | — |
| 3 | 財産管理課 | 本庁舎 | — | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 4 | 総務法制課 | 本庁舎 | 物品売払収入 実費徴収金 | — |
| 5 | 税務課 | 本庁舎・フェイス | 税務手数料 実費徴収金 弁償金 | — |
| 6 | 戸籍住民課 | 本庁舎・フェイス | 戸籍住民基本台帳等事務手数料 個人番号カード発行手数料 電子証明書発行手数料 物品売払収入 | — |
| 7 | 自治振興課 | 三山市民センター | 市民センター使用料 実費徴収金 | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 8 | 市民協働課 | 市民活動サポートセンター | 実費徴収金 | 実費徴収金 (コイン式コピー機) |
| 9 | 二宮出張所 | 二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、豊富出張所、西船橋出張所、二和出張所、津田沼連絡所、三山連絡所、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所 | 戸籍住民基本台帳等事務手数料 税務手数料 物品売払収入 弁償金 実費手数料 電子証明書発行手数料 個人番号カード発行手数料 保健体育使用料 | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 10 | 船橋駅前総合窓口センター | フェイス | — | 収入印紙売りさばき代金・県証紙売りさばき代金 (収入印紙等販売機) |
| 11 | 障害福祉課 | 太陽 | 作業収入金 | — |
| 12 | 高齢者福祉課 | 船橋長寿園、ケア・リハビリセンター、南三咲ゲートボール場、学生会館 | — | 実費徴収金 (コインランドリー) 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 13 | 介護保険課 | 本庁舎 | 実費徴収金 介護保険料納付証明手数料 | — |
| 14 | 健康政策課 | 保健所 | — | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 15 | 国保年金課 | 本庁舎 | 証明書手数料 | — |
| 16 | 看護専門学校 | 看護専門学校 | 看護専門学校入学料 看護専門学校再試験料 看護専門学校入学検定料 看護専門学校証明書交付手数料 物品売払収入 実費徴収金 | — |
| 17 | 保健総務課 | 保健所 | 診療所開設許可等手数料 毒物劇物販売業登録等手数料 衛生検査所登録申請等手数料 医薬品販売業許可申請等手数料 実費徴収金 | — |
| 18 | 衛生指導課 | 保健所、動物愛護センター | 実費徴収金 飲食店営業許可等手数料 犬の登録手数料 狂犬病予防注射票交付手数料 美容所検査手数料 第一種動物取扱業登録申請書等手数料 特定動物飼養・保管許可申請等手数料 犬・猫の引き取り等手数料 | — |
| 19 | 保育入園課 | 湊町保育園 | 一時預かり事業実費徴収金 | — |
| 20 | 環境保全課 | 本庁舎 | 霊園許可証書替手数料 霊園埋蔵証明手数料 実費徴収金 | — |
| 21 | 都市計画課 | 本庁舎 | 都市計画証明手数料 物品売払収入 実費徴収金 | — |
| 22 | 道路管理課 | 本庁舎 | 実費徴収金 境界確認等手数料 | 実費徴収金 (道路情報閲覧用コピー機) |
| 23 | 下水道総務課 | 本庁舎 | その他営業外収益 | — |
| 24 | 建築指導課 | 本庁舎 | 実費徴収金 確認申請等手数料 | — |

| NO | 所属名 | 窓口収納実施場所 (設置箇所) | 対象案件(細節) 【金銭登録機】 ※設置場所が限られる案件あり | 対象案件(細節) 【課金装置】 ※設置場所が限られる案件あり |
|----|------------|--|---------------------------------------|--|
| 25 | 会計課 | 本庁舎 | 実費徴収金 県収入証紙売りさばき代金 | — |
| 26 | 総合教育センター | 総合教育センター | — | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 27 | 市立高校 | 市立高校 | 高等学校証明書交付手数料 | — |
| 28 | 文化課 | 本庁舎 | 実費徴収金 物品売払収入 | — |
| 29 | 青少年課 | 青少年会館 | 青少年会館使用料 実費徴収金 保健体育使用料 | — |
| 30 | 生涯スポーツ課 | 本庁舎 | 保健体育使用料 | — |
| 31 | 中央公民館 | 中央公民館、海神公民館、浜町 公民館、宮本公民館、 | 公民館使用料 実費徴収金 | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 32 | 東部公民館 | 東部公民館、三田公民館、習志 野台公民館、飯山満公民館、薬 円台公民館 | 公民館使用料 実費徴収金 | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 33 | 西部公民館 | 西部公民館、塚田公民館、葛飾 公民館、丸山公民館、法典公民 館 | 公民館使用料 実費徴収金 | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 34 | 北部公民館 | 北部公民館、二和公民館、海老 が作公民館、小室公民館、八木 が谷公民館、三咲公民館、松が 丘公民館、坪井公民館 | 公民館使用料 実費徴収金 | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 35 | 高根台公民館 | 高根台公民館、夏見公民館、高 根公民館、新高根公民館 | 公民館使用料 実費徴収金 | 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 36 | 西図書館 | 西図書館 | — | 実費徴収金 (コイン式コピー機) 公衆電話使用料 (公衆電話) |
| 37 | 市民文化ホール | 市民文化ホール | 文化芸術ホール事業基金に属する入場料、 物品販売手数料 | — |
| 38 | 郷土資料館 | 郷土資料館、飛ノ台史跡公園博 物館 | 物品売払収入 実費徴収金 飛ノ台史跡公園博物館使用料 | — |
| 39 | 議会事務局総務調査課 | 本庁舎 | 物品売払収入 実費徴収金 | — |

調査結果一覧表（金銭登録機）

| 設問 | 選択肢 | 回答数 (69) | 割合 |
|---|----------------------------------|-------------|--------|
| ①業務開始前の釣銭資金の金額の確認及びレジ等への入金 | 確認している（1名体制） | 48 | 69.6% |
| | 確認している（複数名体制） | 12 | 17.4% |
| | 確認していない | 5 | 7.2% |
| | 釣銭資金交付なし | 4 | 5.8% |
| ②業務時間中の保管場所 ※複数回答あり | レジ内 | 54 | 78.3% |
| | 執務室内の所定の場所（都度取りに行く） | 21 | 30.4% |
| | 金庫・ロッカー内 | 12 | 17.4% |
| | 釣銭資金交付なし | 4 | 5.8% |
| ③窓口受領時の金額の確認体制 | 1名体制 | 46 | 66.7% |
| | 複数名体制 | 23 | 33.3% |
| ④レジの入力・領収書（レシート）の発行の確認体制 | 1名体制 | 47 | 68.1% |
| | 複数名体制 | 22 | 31.9% |
| ⑤釣銭金額（おつり）の確認体制 | 1名体制 | 43 | 62.3% |
| | 複数名体制 | 23 | 33.3% |
| | 釣銭資金交付なし | 3 | 4.3% |
| ⑥レジの機能（ジャーナルへの戻し件数及び金額の記載） | 精算ジャーナルに戻しの記載あり | 62 | 89.9% |
| | 精算ジャーナルに戻しの記載なし | 1 | 1.4% |
| | 戻しの記載機能はあるが使用していない | 6 | 8.7% |
| ⑦レジの操作体制（修正処理） | 1名体制（レジでの修正処理を誰も知らない状態） | 14 | 20.3% |
| | 複数名体制（レジでの修正処理を別の職員が認識している状態） | 55 | 79.7% |
| ⑧レジの操作体制（精算処理） | 1名体制（レジでの精算処理を誰も知らない状態） | 6 | 8.7% |
| | 複数名体制（レジでの精算処理を別の職員が認識している状態） | 63 | 91.3% |
| ⑨精算額等の照合方法 ※複数回答あり | 現金 | 69 | 100.0% |
| | 収納金額の根拠となる資料（各種申請書、納付依頼書等） | 58 | 84.1% |
| | 領収書を発行した控え（現金領収帳の控え、レジの精算ジャーナル等） | 69 | 100.0% |
| | その他 | 35 | 50.7% |
| ⑩精算額等の照合体制 | 1名体制 | 0 | 0.0% |
| | 複数名体制 | 69 | 100.0% |
| ⑪不正の防止について （現在の運用方法で今回の事件の発生について防止できるものとなっているか。） | 防止できるものとなっている | 58 | 84.1% |
| | 事務処理方法の見直しが必要である | 11 | 15.9% |
| ⑫不正経理の確認（収納現金・ジャーナル・申請書等） | 適正に行われていた | 66 | 95.7% |
| | 適正に行われていなかった | 0 | 0.0% |
| | 戻し処理実績なし | 1 | 1.4% |
| | その他 | 2 | 2.9% |
| ⑬レジの機能(1) レジ内に入っている額（釣銭・売上額）の金種毎の数量が確認できる機能 | 機能あり | 18 | 26.1% |
| | 機能なし | 51 | 73.9% |
| ⑭レジの機能(2) おつりの自動出力機能 | 機能あり | 16 | 23.2% |
| | 機能なし | 53 | 76.8% |
| ⑮レジの機能(3) 修正処理時に必要なもの | 修正処理（精算処理）用のキー | 34 | 49.3% |
| | 修正処理用のパスワード等 | 0 | 0.0% |
| | なし（通常の処理として修正可能） | 36 | 52.2% |

調査結果一覧表（課金装置）

| 設問 | 選択肢 | 回答数 (31) | 割合 |
|---|--|-------------|--------|
| ①業務開始前の釣銭資金の金額の確認及び課金装置等への入金 | 確認している（1名体制） | 1 | 3.2% |
| | 確認している（複数名体制） | 3 | 9.7% |
| | 確認していない | 0 | 0.0% |
| | 公衆電話、コインランドリーのため釣銭の準備無 | 27 | 87.1% |
| ②領収書（レシート）の発行方法 | 課金装置から出力 | 2 | 6.5% |
| | 購入件数等を確認して職員がレジで作成し発行 | 1 | 3.2% |
| | 購入件数等を確認して職員が現金領収帳で作成し発行（希望者のみ） | 1 | 3.2% |
| | 領収書の発行なし | 27 | 87.1% |
| ③誤って購入等をした際の返金の処理 | 返金を行っている | 1 | 3.2% |
| | 返金を行っていない | 30 | 96.8% |
| ④課金装置の操作体制（精算処理） | 1名体制（レジでの精算処理を誰も知らない状態） | 1 | 3.2% |
| | 複数名体制（レジでの精算処理を別の職員が認識している状態） | 4 | 12.9% |
| | 操作なし（公衆電話） | 26 | 83.9% |
| ⑤精算額等の照合方法 ※複数回答あり | 現金 | 31 | 100.0% |
| | 領収書を発行した控え（現金領収帳の控え、課金装置又はレジの精算ジャーナル等） | 3 | 9.7% |
| | その他 | 1 | 3.2% |
| ⑥精算額等の照合体制 | 1名体制 | 2 | 6.5% |
| | 複数名体制 | 29 | 93.5% |
| ⑦不正の防止について （現在の運用方法で今回の事件の発生について防止できるものとなっているか。） | 防止できるものとなっている | 25 | 80.6% |
| | 事務処理方法の見直しが必要である | 6 | 19.4% |
| ⑧不正経理の確認（収納現金・ジャーナル・申請書等） | 適正に行われていた | 3 | 9.7% |
| | 適正に行われていなかった | 0 | 0.0% |
| | その他 | 28 | 90.3% |